

## 野洲市資料提供

提供年月日	平成30年1月26日
担当部課	環境経済部農林水産課
担当者	岡田・山本
連絡先電話番号	077-587-6004

### 農業用ハウスに係る災害復旧支援事業の考え方について(案)

事業内容：平成29年に襲来した台風21号により、被害を受けた農業用ハウスの復旧にかかる助成措置を講じる。

対象者：市内で農業をし、台風21号による被害を受けた農業者（自給農家は除く）

補助要件：①農業用ハウスの補修  
（ビニールの補修は対象外）

- ・補助率：補修費用の1/2
- ・補助金額：上限：1棟につき10万円、1人あたり30万円まで  
下限：1棟につき1万円

②水稲用育苗ハウスの建替え  
（共済もしくは民間が提供する保険への加入見込があること）

- ・補助金額：施設設置面積に1,000円/m<sup>2</sup>を乗じた金額  
上限：事業費の1/3

※ 補助金額については、共済等受領金と補助金の額の合計が事業費を超えない範囲

※ 被害があったことを証明できる資料（写真等）があれば、事前に着工した場合も対象とする。

その他：滋賀県が実施する補助事業「力強いしが型園芸産地育成支援事業」で採択される施設は除く。

申請受付：平成30年2月上旬～平成30年9月末